

令和2年度 第2回 豊明市都市計画審議会会議録

日時 令和3年2月18日(木) 午後2時00分～午後3時7分
場所 豊明市役所 分庁舎2階(豊明市商工会館2階) 会議室1
出席者 委員：井澤知旦、後藤学、宮本英彦、酒井克俊、青木規久範
若林二郎、長谷川寿一、高木實、鈴木敏(代理 服部大介)
幹事：小森賢一 参事
藤井和久 行政経営部長
馬場秀樹 市民生活部長
宇佐見恭裕 経済建設部長
事務局：中野都市計画課長
伊藤計画建築担当係長
土谷主事
説明者：塚田防災防犯対策課長
松本防災防犯対策課長補佐
後藤都市計画課長補佐
欠席者 委員：原田一也

1 会長あいさつ

2 報告事項

- (1) 特定生産緑地について
- (2) 市営駐車場の廃止及び市営駐輪場の再整備について

3 その他

事務局：傍聴者につきましては、緊急事態宣言下でございますので、傍聴者なしの都市計画審議会とさせていただきます。それでは、以降の進行については、豊明市都市計画審議会条例の第7条第2項に基づき、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を井澤会長にお願いいたします。

会長：それでは、只今より議事進行を務めさせていただきます。よろしくご協力お願いします。まず、議事録署名者2名を選出いただきます。前回の議事録署名人が後藤委員と長谷川委員でしたので、今回は席次順3番酒井委員と4番原田委員にお願いしたいと思いますが、本日は4番原田委員がご欠席ですので、順番を繰り上げまして、5番青木委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：(各委員より異議なしの声)

- 会 長： では、今回の議事録署名者は、酒井委員と青木委員にお願いします。
なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載しないことよろしいでしょうか。
- 委 員： (各委員より異議なしの声)
- 会 長： それでは、氏名等は記載しないこととします。
では、本日は次第にありますとおり、議題がありませんので、報告事項に入らせていただきます。
報告事項(1) 特定生産緑地について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局： (配布資料説明)
- 会 長： ありがとうございます。ここで再確認ですけれども、一団の生産緑地の最低面積は何㎡以上でしたでしょうか。
- 事務局： 500㎡以上です。
- 会 長： 例えば、現在複数名で所有している1,000㎡の土地が生産緑地として一団地になっているとします。その内600㎡所有している方が生産緑地を止める意向を示した時、残り400㎡を所有している方は、次の特定生産緑地の指定ができない。そういう理解でよろしいですか。
- 事務局： その通りです。
- 会 長： 特定生産緑地の指定については、生産緑地一団地を共同で所有している場合、同じ生産緑地所有者でも大部分を所有している方の意向により、生産緑地を続けられない場合もある。こういった点を踏まえて、報告内容を見ていただきたく思います。令和3年2月10日時点で対象生産緑地団地数53件、その内、特定生産緑地指定の意向有りが38件、意向無しが6件、調整中が9件という申出状況です。これにつきまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 委 員： 農業分野では、豊明市内において新しい産直センターを設ける計画があります。特定生産緑地指定を迷っておられる調整中の方々について、新しい産直センターを利用していただく等、少しでも今後の農業発展に寄与できるような意向をいただけたならと思いますので、よろしくお願いします。
- 委 員： 特定生産緑地へ指定しない意向を示されている件数について、先ほど説明にありました500㎡を切った場合、いわゆる道連れ解除と言われている事例は何件ありましたでしょうか。
- 事務局： 現在、意向を把握している方の中には、該当する方はいらっしゃいません。
- 委 員： 生産緑地一団地について、500㎡を切ってしまうと解除となるため、なるべく生産緑地を残そうとしている自治体は、500㎡を300㎡に緩和する条例改正を行っている自治体もあります。そういった自治体の動きがある中で、豊明市が300㎡にしない理由はなぜですか。
- 事務局： 以前、議会でお答えしているとおりととなりますが、今の総合計画や都市計画

- 事務局： マスタープランの中で、市街化区域をこれから少し増やして住宅地を増やしていこうという施策を今、やっております。そういった中で、300㎡に緩和して生産緑地を残していくという点については、重視しておりません。面積制限緩和の件については、以前から委員よりご意見をいただいておりますので、課内で研究しようと思います。
- 委員： 研究するという事は、特定生産緑地指定期日までに、間に合うように緩和をしていただけるということでしょうか。
- 事務局： 先ほど、研究するという答えでしたが、500㎡を300㎡に小さくするという事に関しては、市として考えはございません。
- 委員： 市が市街化区域を増やし、住宅地を増やしていくという方針を立てたあとで、都市農業振興基本法が制定され、その法律では市街化の農地を保全していくという考えになっており、状況が変わっていますので、それに対応していくことについてはどう考えていますか。
- 事務局： 都市農業振興基本法で、都市農地を保全していこうという話がありますが、豊明市としては生産緑地に関して、指定一団地500㎡を300㎡にするという考えはありませんので、特定生産緑地の指定は500㎡以上で指定する考えです。
- 会長： 都市農業振興基本法の都市農地の考え方は、市街化区域の農地だけでなく、都市計画区域など、市街化調整区域の農地も含めての話ということでしょうか。
- 事務局： 都市農地については、そこまで調べておりませんので今現在、お答えはできません。ですが、生産緑地について500㎡を300㎡に直しなさいというのではなく、300㎡にすることができるということですので、基本は500㎡で今まで通りの指定となっておりますので、市としては、市街化区域の中の市街化を進めていきますので、生産緑地指定一団地500㎡を300㎡にする考えはございません。
- 会長： 次の都市計画マスタープランの見直しはいつでしたでしょうか。
- 事務局： 令和4年度です。
- 会長： 次回都市計画マスタープランの見直し時期と特定生産緑地指定基準日の関係は、どうなっていますでしょうか。
- 事務局： 特定生産緑地指定の事務は、来年度に申出を取りまとめ、指定する準備に入りますので、都市計画マスタープラン見直しよりも前となります。
- 会長： 本来、生産緑地については、総合計画、都市計画マスタープランの中で、どうしていくかという議論となると思いますので、互いの時期の確認をさせていただきました。
- 委員： 特定生産緑地を指定しなかった一団地に関して、買取申出が行われると思いますが、このことについて市としての方針は、何かございますでしょうか。
- 事務局： 買取申出が出てくる時期が分かっているため、令和3年度中の令和4年度予

- 事務局： 算検討時期よりも前に、関係各課に買取申出が出てくる一団地の情報提供を行う予定です。
- 会長： 各部局に生産緑地跡地を活用するニーズがあるのかということを一且投げかけて、活用計画があれば各部局で買い取りの予算を組んでいただくということですね。
- 委員： 現在の全ての生産緑地について、現地調査はされているのでしょうか。
- 事務局： 昨年夏頃に全て、完了しております。
- 委員： 結果は、生産緑地として適切に耕作されているという状況であったのでしょうか。
- 事務局： 調査は、独自の調査票を基に確認させていただきました。その中で、資料第1号の上段にあります①～④の基準に当てはまっているかどうかというところで、違法な農業用倉庫なのか、違法建築物なのか、荒れている農地管理について、その所有者さんと調整させていただいているという段階です。
- 委員： 生産緑地というのは、固定資産税の猶予、税金を安くされている面で恩恵を受けているところがあります。そういった理由から、生産緑地の適正管理を指導していく中で従わない方がいた場合は、厳しく指導してもいいと思います。そういったことが農業を守るということに繋がると思いますので、協議のほど、よろしくお願いします。
- 委員： 制度についてですが、資料第1号上段に法で「周辺の土地利用の状況を勘案して、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定する」となっておりますが、このことと資料第1号に記載されている①～④の基準はつながっているのでしょうか。①～④の基準について、どの法令から示されているものなのでしょうか。
- 事務局： ①～④の基準は、法令文抜粋、国の生産緑地の手引き、それと近隣市町村が取り扱っている事項を参考にさせていただき、豊明市独自で作成した基準です。
- 会長： それでは、他にご意見、ご質問も無いようですので、特定生産緑地についての報告は、以上で終了といたします。
続きまして、(2) 市営駐車場の廃止及び市営駐輪場の再整備について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局： (市営駐車廃止 配布資料説明)
- 説明者： (市営駐輪場再整備 配布資料説明)
- 会長： 一通り説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いします。
- 会長： 前後駅において、現在6か所から2か所に再整備される駐輪場は、合計何台駐輪可能となるのでしょうか。
- 説明者： 自転車1239台、原付212台です。
- 会長： 前後駅の現在6か所の合計収容台数と比べて、増減はどうなりますか。

説明者： 2か所に再整備をすると、合計収容台数は減ります。
ですが、現在の無料駐輪場には放置自転車があり、収容可能台数としましては本来の収容可能台数となっておりません。再整備の際は、放置自転車を一斉撤去し、無料駐輪場を有料化することで、運営管理を徹底し、放置自転車を発生させない考えです。その結果、現在の実状収容可能台数に対し、再整備後の収容可能台数は、足りております。

委員： 中京競馬場前駅、前後駅、豊明駅の三つの駐輪場の現在の合計収容可能台数と現在の利用台数、そして再整備後に有料化になるとどうなるのか。台数を教えて下さい。

説明者： 現在の合計収容可能台数は自転車 2,555 台、有料化再整備後は 1,982 台となります。

委員： 現在、実際に停まっている合計台数を教えて下さい。

説明者： 令和元年に調査しており、調査結果の合計台数は、2,035 台です。
この調査結果は、3 駅の合計台数です。

委員： 3 駅の内訳は、それぞれ何台ですか。

説明者： 算定に少々お時間を下さい。

会長： 駐車場を駐輪場に転換することによって、屋根も架かり、自転車を使う人にとっては、利便性が良くなるという理解でよろしいですか。

事務局： その通りです。

会長： 廃止される駐車場に対し、現在利用されている車については、どうなりますか。

事務局： 今まで、時間貸しであった駐車場や月極め駐車場については、前後駅周辺の民間の駐車場を利用して頂く考えです。

会長： 駐車場利用者の移行に関しては、問題ないという考えですね。

事務局： はい。

会長： 駅のロータリーは残るので、車での送り迎えなどは可能ですよね。

事務局： 前後駅の北側及び南側のロータリーは残りますので、車での送迎でご利用いただければと考えております。

説明者： 3 駅の自転車の内訳の集計が終わりましたので、発表いたします。
前後駅 1,124 台、中京競馬場前駅 169 台、豊明駅 742 台、合計 2,035 台です。

会長： 現在の収容可能台数について、3 駅の内訳は、それぞれ何台ですか。

説明者： 前後駅 1,497 台、中京競馬場前駅 183 台、豊明駅 875 台です。

会長： 比較しますと、各駅の駐輪場に収まっていますね。

説明者： 駅ごとで駐輪場の立地が異なりますので、駅に近い駐輪場ほど満杯となってしまっています。

会長： 前後駅について、現在の収容可能合計台数は 1,497 台ですが、分散化しているため、約 1,200 台収容可能な駐輪場として駅近くに集約するということですね。

- 委員： 3つの駅の有料化となる駐輪場の収容合計台数1,982台、この3駅の内訳は
- 委員： それぞれ何台ですか。
- 説明者： 算定します。少々お時間を下さい。
- 委員： 前後駅について、現在6か所ある駐輪場を2か所に再整備されますが、残った駐輪場跡地の計画についてお聞かせ下さい。
- 説明者： 現在、借地で借りている駐輪場がございます。こちらについては、地主さんにお返しします。市で所有している駐輪場跡地について、今後の計画は検討していくところですが、再整備後万が一、収容台数をオーバーしてしまった場合、この跡地を新しく再整備し、新駐輪場とする候補地としても考えております。
- 会長： 前後駅について、現在6か所ある内、市の所有する駐輪場はどれですか。
- 説明者： 前後駅北側の有料自転車駐輪場、東第1駐輪場は市の所有となっています。東第2駐輪場は借地ですのでお返しします。次に前後駅南側の南第3駐輪場、南駐輪場は市の所有です。南第2駐輪場は借地ですのでお返しします。
- 会長： 6か所中、4か所は市の所有地であり、現在の前後駅有料自転車駐輪場425台は継続使用とのことですので、新しく整備される約1,200台、とさらに再整備候補地が3か所残るということですね。
- 説明者： その通りです。
- 説明者： 有料化の3駅の内訳の集計が終わりましたので、発表いたします。
前後駅1,239台、中京競馬場前駅133台、豊明駅610台、合計1,982台です。
- 会長： 駐車場から駐輪場に変更するにあたり、都市計画法上の手続きは何か必要なのでしょうか。
- 事務局： 当該駐車場については、都市計画決定されていない駐車場です。駐輪場についても都市計画決定する予定はありませんので、今回の都市計画審議会で報告させていただきまして終了となります。
- 会長： 議会への対応は、どうなりますか。
- 事務局： 議会へは来年度、駐車場の廃止について議案を提出する予定です。
- 説明者： 駐輪場については、有料駐輪場の位置づけに関する条例がございますので、来年度条例の変更について議案を提出する予定です。
- 委員： この案件は都市計画法に準ずる報告事項なのか、単なる情報提供の意味合いでの報告なのか、教えて下さい。
- 事務局： 当該駐車場は都市計画決定されていない駐車場ですので、今回の都市計画審議会で付議案件としておりません。ですが駐車場は都市計画法上、都市施設に位置づけられておりますので、報告事項とさせていただきました。
- 委員： 前後駅の駐車場が廃止されることについて、車をよく利用する人の立場からすると不便になりますが、自転車優先となる計画という理解でよろしいですね。
- 事務局： 現在、駐輪場の問題が大きくあります。それに対し、駐車場については駅周

事務局： 辺に民間の駐車場が多くありますので、車を利用される方はそちらを利用し
ていただき、駐輪場の問題を解決するため、今回の駐車場を駐輪場に変える
計画について、ご理解いただきたく思います。

委 員： 現在の地下駐車場の状況を考えますと、駐輪場にする計画は賛成です。

委 員： 他市町の無料駐輪場をボランティアで管理されている方のお話では、管理が
非常に大変で有料化にする方がいいという話でした。名古屋市の有料駐輪場
では、管理人がいなくても秩序が保たれて利用されている成功事例もござい
ます。ですので、駐輪場を有料化することは賛成です。一方で、駐車場の廃
止に伴い、近隣の民間駐車場を利用してもらうとのことでしたが、駅から離
れてしまうので駐車場の新しい問題が出てくるかもしれません。その時はま
た順番に問題解決にあたっていただければと思います。

委 員： 駐輪場の有料化という点で、例えば料金を払ってまで停めたくない方がいた
場合、歩道や道路に違法駐輪されてしまう懸念があります。そういった問題
が出てきた場合は、豊明市さんと協力し対処していくことを考えております
ので、整備後の進捗状況を連絡いただければと思います。

会 長： 他によろしいでしょうか。では、ご意見・ご質問も無いようですので、市営
駐車場の廃止及び市営駐輪場の再整備についての報告は、以上で終了といた
します。

会 長： 続きまして、次第の3その他について、ご意見、ご質問はございませんか。
事務局から何かありますか。

事務局： その他については、特にございません。

会 長： 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。それでは議長の務めを事務
局にお返しします。

委員の皆様には、長時間にわたりご意見、ご質問いただきましてありがとう
ございました。

事務局： ありがとうございます。本日の議事録につきましては、議事録署名者及び
会長にご確認いただきましたら、郵送させていただきます。また、本日の報
酬につきましては、ご指定の口座に振り込ませていただきますので、ご確認
くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、次回の豊明市都市計画審議会は、来年度の7月頃を予
定していますのでお願いします。

以上をもちまして令和2年度第2回豊明市都市計画審議会を終了します。



本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、会議室を出られる前に事務局まで【資
料の特定生産緑地（豊明市）の指定】の返却をお願いします。

午後3時7分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 4 月 27 日

議長 井澤 知旦 
署名 酒井 克俊 
署名 青木 規久範 